

第3 仮使用の承認

法第11条第5項ただし書の規定による危険物製造所等の仮使用の承認申請に対する承認を行うときは、次の事項に留意する。

1 仮使用の承認対象

- (1) 仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない場合とする。
- (2) タンク内に危険物が貯蔵されているときは、危険物施設を使用していることとなり、変更許可の際に仮使用の承認を必要とする。

2 承認条件等

仮使用を承認する場合は、工事の規模、内容等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認める事項について、適合していなければならない。

(1) 各種工事に共通する事項

ア 安全な工事工程計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれている。

イ 安全管理組織の確立

(ア) 設置者側事業所及び元請、下請等の工事施工業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られている。

(イ) 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されている。

ウ 火気管理

(ア) 火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花の発生するおそれのある工事は行わない。ただし、火災予防上十分な措置が講じられている場合は、この限りでない。

(イ) 火気使用の規制範囲及び規制内容を明確にする。

(ウ) 火気使用場所直近に、消火器等を配置する。

エ 工事現場の広さ

工事現場は、工事の状況に応じた十分な広さを保有する。

なお、給油取扱所にあつては、給油業務に支障とならないよう広さの空地が確保されていること。

オ 工事場所と仮使用場所の区画

(ア) 工事場所と仮使用場所とが明確にされ、かつ、工事場所と仮使用場所との間には工事内容に応じた適切な防火区画等を設けるものとする。

(イ) 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、工具等の落下を防止するための仮設の水平区画を設ける。なお、当該区画及びこれを支える仮設の柱等は、不燃材料で造るとともに、区画の大きさは、仮使用場所の実態に応じたものとする。また、給油取扱所（危政令第17条第2項に規定する屋内給油取扱所を除く。）においては、当該水平区画の水平投影面積を含め屋内給油取扱所に該当しないものとする。

(ウ) 仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置を講じる

(エ) 工事場所の周囲には、仮囲い、バリケード、ロープ等を設けるなど、関係者以外の者が出入りできないような措置を講じる。

カ 照明及び換気の設備

工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障がないものを用いるとともに、必要に応じ、換気を十分に行う。

キ 仮設施設・設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の堀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策を講じる。

ク 防火堀、排水溝、油分離装置、通気管等の危政令の基準による設備を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を危政令の基準に適合するように設ける。

なお、この場合、変更工事の範囲に含めるため、仮設設備に係る変更許可申請は不要とする。

ケ 作業記録の保管

作業経過、検査結果等を記録し保管する等、工事の進捗状況が把握できる体制を確保する。

(2) 作業内容別事項

ア 危険物の抜取り作業等

(ア) 可燃性蒸気をみだりに放出させない措置が講じられているとともに、随時周囲の可燃性蒸気等の有無をチェックする体制を確保する。

(イ) 危険物を抜取り後、設備又は配管内の可燃性蒸気が完全に除去され、又は不活性ガス等による置換を行う。

(ウ) 静電気の発生するおそれのある危険物を容器等に受け入れる場合は、当該容器等を有効に接地し、又は危険物の流速を制限する等の静電気災害を防止する措置を講じる。

イ 溶接、溶断作業

(ア) 溶接、溶断を行う設備については、配管と他の部分とは確実に遮断するとともに、溶接、溶断を行う部分の危険物等可燃性のものは完全に除去する。

(イ) 溶接等の際、火花、溶滴等の飛散、落下により周囲の可燃物に着火するおそれのある場所には、必要な保護措置を講ずる。

ウ 廃止の地下貯蔵タンク

変更工事に伴い地下貯蔵タンクを廃止する場合には、当該タンクの処置について安全対策を講ずる（平成３年７月１１日付け消防危第７８号通知）。

「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指導について」（平成３年７月１１日付け消防危第７８号通知）により、やむ得ず廃止タンクを埋設する場合は、水又は砂でタンク内を完全に充填する。

なお、窒素による充填は認められない。

エ その他工事の内容に応じた必要な保護措置を講ずる。

3 承認申請の時期

(1) 仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることができる。

(2) 変更許可に係る工事に着手する前までに承認を受ける。

4 承認申請に添付する図書

仮使用承認申請書の添付図書は、変更の工事に際して講ずる火災予防上の措置について記載した書類とされているが、これは次に掲げる図書とし、変更許可申請書に添付した書類の重複添付は要さない。

(1) 仮使用の承認を受ける範囲の示された図面

(2) 仮使用時における工事計画書、工事工程表、安全対策等に関する図書

5 複数の変更工事に係る仮使用の承認（平成１１年３月２３日消防危第２４号通知）

一の製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、複数の

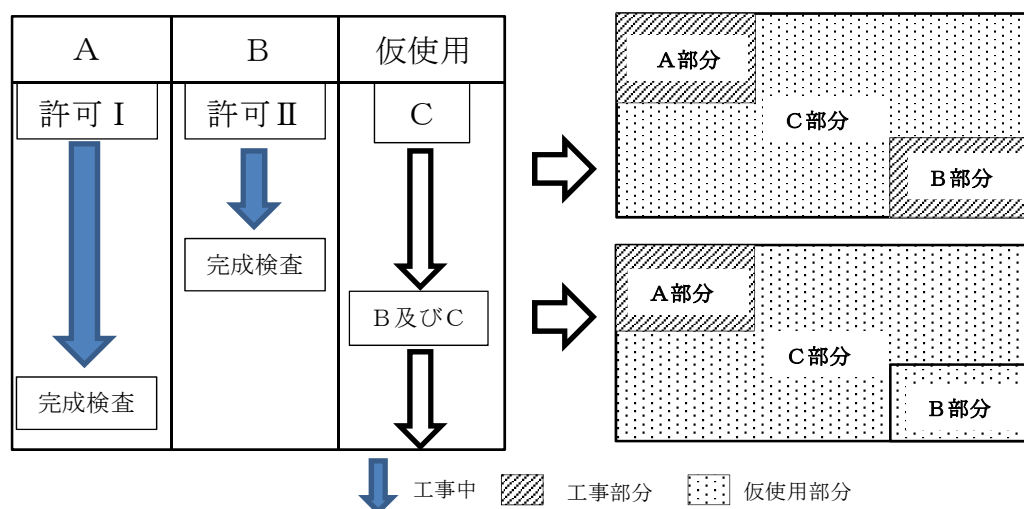
工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等製造所等全体の安全を確認したうえで承認する必要がある。

(1) 複数の変更工事について、それぞれ変更許可を行う場合

ア 工期が重複する複数の変更工事の場合（第3－1図参照）

(ア) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請については、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅰ及び許可Ⅱの変更許可番号等を記載する。

(イ) 先行して完成したB部分について新たに仮使用をする場合には、既に承認されている仮使用に代えて、B部分及びC部分の仮使用承認を行うこと。この場合、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅰの変更許可番号等を記載する。



第3－1図 工期が重複する複数の変更工事の場合

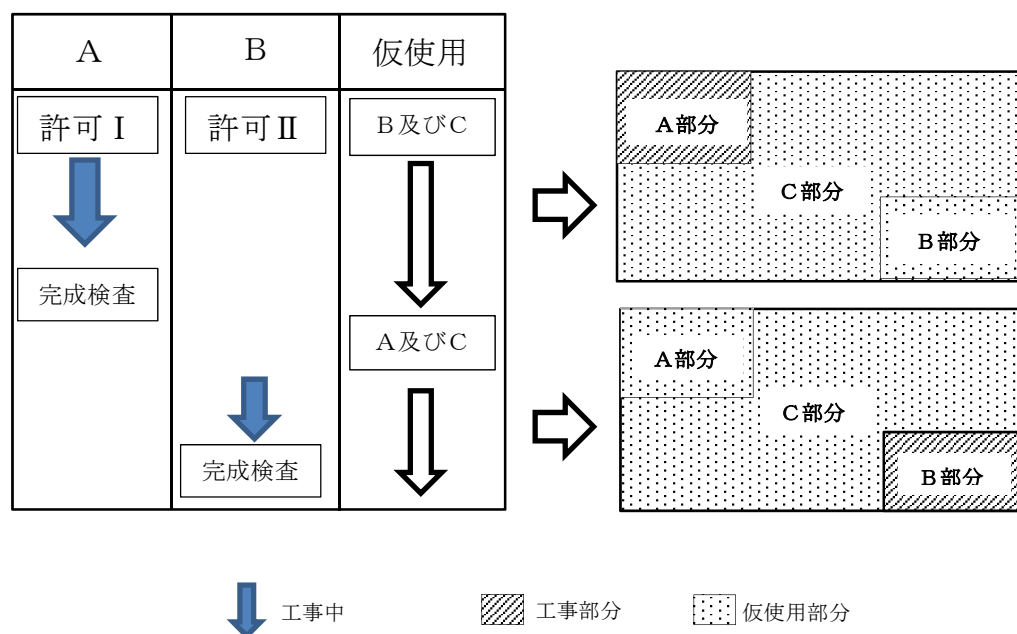
イ 工期の重複しない複数の変更工事の場合（第3－2図参照）

(ア) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、許可Ⅰの変更部分以外のB部分及びC部分の仮使用承認申請については、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅰの変

更許可番号等を記載する。

(イ) 先行して完成したA部分について完成検査済証を交付した時点でB及びC部分に係る仮使用は効力を失うものとする。

(ウ) B部分の工事が開始されるにあたり、許可Ⅱの変更部分以外のA部分及びC部分の仮使用をする場合には、新たにA部分及びC部分についての仮使用承認を行う。この場合、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅱの変更許可番号等を記載する。



第3-2図 工期が重複しない複数の変更工事の場合

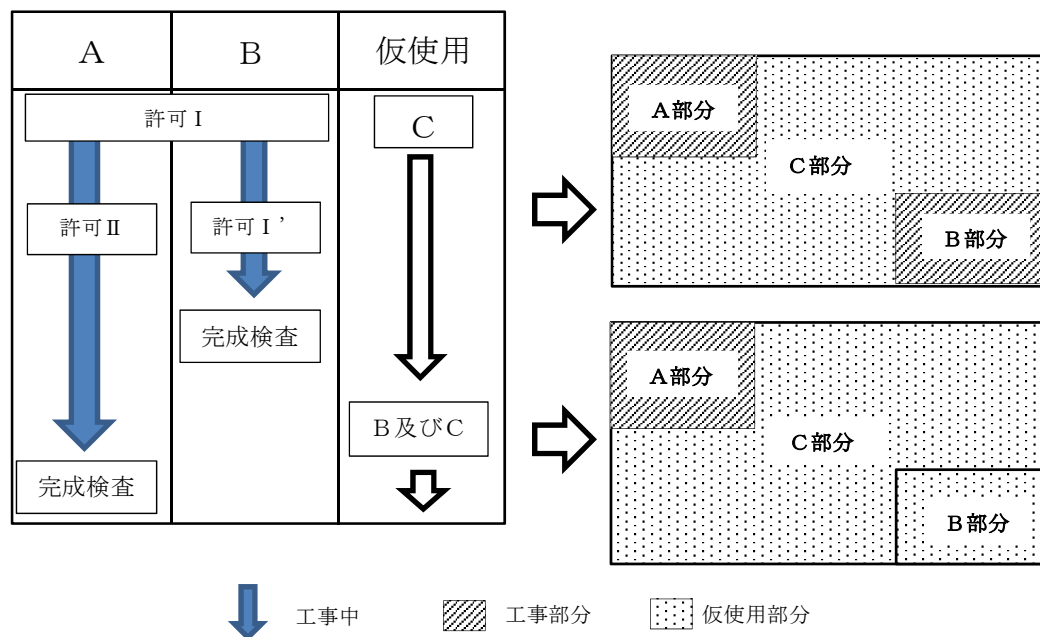
(2) 複数の変更工事部分について一の変更許可を行う場合（同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。）（第3-3図参照）

ア A部分及びB部分を一の変更許可申請で許可Ⅰを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請については、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅰの変更許可番号等を記載する。

イ B部分の工事が先行して完成し、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合には、B部分に係る完成検査申請書を提出する前に、許可Ⅰの工事範囲部分を縮小（許可Ⅰ'）するとともに、新たにA部分についての許可Ⅱを行う。

この場合、先行して完成したB部分について完成検査済証を交付した時点でC部

分に係る仮使用は効力を失うこととなるので、許可Ⅱの変更部分以外のB部分及びC部分の仮使用をする場合には、B部分の完成検査前にB部分及びC部分についての仮使用承認を行う。この場合、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅱの変更許可番号等を記載する。



第3－3図 複数の変更工事部分について一の変更許可を行う場合